

建 第 2 2 9 8 号
令和5年12月20日

公益社団法人石川県宅地建物取引業協会長 様
公益社団法人全日本不動産協会石川県本部長 様

石川県土木部建築住宅課長
(公 印 省 略)

宅地建物取引業者における消費税免税事業者が
徴収することができる報酬額について (周知)

平素より本県の建築行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、消費税を納める義務を免除されている宅地建物取引業者が売買等の代理・媒介に関して受け取ることができる報酬額は、規定に準じて算出した額に110分の100を乗じた額に、仕入れに係る消費税等相当額4%を加えた金額以下であることとされております。

あわせて、依頼者から広告の依頼がないにもかかわらず、当該広告に要した費用相当を報酬として受領することはできませんので、このことに関しても改めて貴会員の皆様へのご指導をよろしくお願いいたします。

本年10月1日からインボイス制度が開始したことから、報酬の額について問い合わせが増えておりますので、貴会員の皆様に、改めて徴収することができる報酬の額について、周知方よろしくお願いいたします。

なお、営業保証金の供託を行っている事業者については、別途通知してまいります。

<事務担当>

石川県土木部建築住宅課
建築行政グループ 金谷
TEL : 076-225-1778